

番号：170752

国名：カンボジア

担当：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ第二チーム

案件名：シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査（港湾EDI/ITサービス）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：港湾EDI/ITサービス
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年11月上旬から2018年1月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月18日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は
郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月31日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	港湾運営に係る各種調査
対象国/類似地域	カンボジア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）の主要国際港は、タイ湾に面したシハヌークビル港（以下、「本港」という。）と首都プノンペンのメコン河岸にあるプノンペン港の2港がある。プノンペン港は河川港のため貨物取扱量に制約があり（寄港可能な船舶の最大規模は100～200TEU）、カンボジア唯一の大水深港である本港（同2,100～2,500TEU）が大型船及びコンテナ船による貨物のほぼ全量を取扱っている。

本港におけるコンテナ貨物の取扱量は、縫製品産業の伸長をはじめとするカンボジアの堅調な経済成長に支えられ、2011年以降の5年間で年平均13%増加しており、2015年は前年比17%増とそのペースは加速している。日本が過去の円借款事業で修復、拡張を支援した本港のコンテナ貨物取扱能力は逼迫しつつあり（取扱能力50万TEU、2015年実績39万TEU）、運営を担うシハヌークビル港湾公社（Port Authority of Sihanoukville：PAS）はクレーンの増設、オフドックヤードの整備及び整備中の多目的ターミナルをコンテナ貨物取扱に利用することにより短期的な対策を実施する予定であるが、2023年には既存コンテナターミナル及び多目的ターミナルの容量が伸び続ける需要に対し限界に達することが見込まれている。

日本はこれまでカンボジア全体の発展を支える本港に対し、有償資金協力・無償資金協力・技術協力を通じて、同港の港湾インフラ整備及び運営能力強化を継続的に支援してきた。具体的には、開発調査「シハヌークビル港整備計画調査」（1997年）、「シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクト」（2012年）で港湾拡充計画を策定し、円借款「シハヌークビル港緊急リハビリ事業」（1999年承諾）、「シハヌークビル港緊急拡張事業」（2004年承諾）、「シハヌークビル港経済特別区開発事業」（2007年承諾）で港湾設備の整備を進め、技術協力「港湾管理運営能力強化プロジェクト」（2007年-2009年）、「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト」（2013年-2016年）で運営効率化を支援し、更に無償資金協力「主要国際港湾保安施設及び機材整備計画」（2006年）でセキュリティ施設・機材を整備した。また、2016年6月からは技術協力「港湾運営アドバイザー」によりPASに専門家を派遣し、港湾運営の更なる改善に向けた現状の分析、課題の整理に取り組んできた。さらに、2017年3月からは「ナショナル・シングル・ウィンドウ構築に向けた通関手続き及び通関電子システムの改善提案のための情報収集・確認調査」（以下、NSW調査とする）により、将来的な港湾EDI（Electronic Data Interchange）システムの導入に向けた検討を行った。

「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト」においては、PASが戦略的な計画と運営方法に基づき、健全な財務体質、効率的なターミナル運営、荷役機械の効果的な維持管理などを自立的に維持できるよう、各種の技術支援が行われた。一方で、更なる港湾運営の改善に向け、カンボジア政府より後継案件として「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト（Phase II）」（本プロジェクト）が要請された。「港湾運営アドバイザー」によると、特に取り組むべき課題として、コンテナターミナルにトレーラーが出入りする際のゲート混雑の改善、鉄道輸送の活用によるモーダルシフトの推進とコンテナヤード運営の効率化、港湾利用者サービス改善に向けた情報化の推進が挙げられるという。また、NSW調査においては、港湾EDIシステムのスムーズな導入に向け、国際標準化に向けた様式の導入に係る関係省庁との調整、関連法制度の整備、人材育成などに関し、カンボジア公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport：MPWT）に対して技術協力を行うことが望ましいとされている。

本詳細計画策定調査は、技術協力プロジェクトの実施に向けて、要請背景、シハヌークビル港の現状、先行プロジェクトの成果及びその後の状況、PASおよびMPWTの運営能力、体制、課題等を確認し、収集した情報を分析・整理した上で、カンボジア側とプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M：Minutes of Meeting）の締結を行うと共に、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野にかかる協力計

画策定のために必要な以下の調査を行う。
具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2017 年 11 月上旬～11 月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。必要に応じ、カンボジア側関係機関 (C/P 機関等) に対する質問票 (英文) を作成する。質問票は直接もしくは当機構カンボジア事務所を通じて事前配布を行う。
- ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案 (和文・英文)、PO (Plan of Operations) 案 (和文・英文) の担当分野関連部門を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2017 年 11 月中旬～12 月上旬)

- ① 当機構カンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ② カンボジア側関係機関や各ドナー等との協議及び現地調査に参加する。
- ③ あらかじめ配布した質問票を回収・分析し、その結果を団内で共有する。
- ④ ゲート混雑の解消及び港湾利用者へのサービス向上のため、WEB システム (コンテナ物流情報サービス等) 導入の必要性・妥当性を検討する。その一環として、担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状把握及び課題の分析を行う。
 - ア) 関連各組織の現状
 - イ) 先行案件のシハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクトによる成果
 - ウ) シハヌークビル港のコンテナターミナルマネジメントシステム (CTMS) が有する機能・運用状況
 - エ) 港湾 EDI に関係する各省庁の組織体制・法制度
 - オ) シハヌークビル港の IT サービス・情報発信の現況
 - カ) 港湾利用者 (船社 (代理店)、鉄道運行会社、トラック会社) に対する港湾サービス向上のための要望聴取と WEB システム導入に関する意見聴取 等
- ⑤ PSA 及び MPWT の組織体制を含めたカンボジア側のプロジェクト実施体制を確認する。
- ⑥ 上記④及び⑤を基に、WEB システムの簡易な概念図 (案)、導入に必要な概算費用 (案) (運用・保守費用を含む) を提示し、技術協力プロジェクトのコンポーネントに含めるべきか、カンボジア側と協議を行う。
- ⑦ 港湾 EDI との違いを明らかにした上で、WEB システムと港湾 EDI の連携可能性を検討する。
- ⑧ シハヌークビル港における、ア) バース割当業務、イ) 料金請求書発行業務、ウ) 統計管理業務の手続きの概況を把握し、課題を分析する。
- ⑨ 担当分野に係る PDM 案 (和文・英文)、PO 案 (和文・英文) を作成する。
- ⑩ 関係者との協議で合意された内容について、討議議事録 (R/D: Record of Discussions) (案) (英文) 及び M/M (案) (英文) の取りまとめに協力する。
- ⑪ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) (和文・英文) の作成に協力する。
- ⑫ 担当分野に係る現地調査結果を団内に共有し、当機構カンボジア事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 12 月上旬～12 月中旬)

- ① 事業事前評価表 (案) (和文・英文) 作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussion) 案の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せ等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
成果品は電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む(見積の計上が必要)。なお、航空便経路は成田/羽田⇄プノンペン間の経済性及び利便性を考慮した路線を選択すること。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2017年11月12日～12月2日を予定しています。当機構の調査団員(総括)の現地調査期間は、2017年11月26日～12月2日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 港湾EDI/ITサービス(コンサルタント/本公示分)
- エ) 評価分析(コンサルタント/別途公示)

③ 便宜供与内容

当機構カンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供(機構職員等と同乗になる予定)
- エ) 通訳備上
必要に応じクメール語⇄英語の通訳を備上します。
- オ) 現地日程のアレンジ
あり
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

① 貸与資料

本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム瀬戸(TEL:03-5226-3197)にて貸与する。

ア. 「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト フェーズ2」要請書(写)

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
- イ) 提供依頼メール:

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAカンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上